

1. 事故発生日時 令和8年3月10日(火) 10時25分頃
2. 事故発生場所 海南市
3. 工事内容 工事名:河川整備工事
工期:令和7年6月18日~令和8年7月31日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

6. 事故発生状況

事故当時、移動式クレーンで橋桁の架設作業を行っていた。

クレーンで吊り上げた際に判明した橋桁下面の塗装の補修漏れ箇所について、被災者は橋桁を吊り上げた状態で塗装補修を行っていたが、橋桁と吊り具を固定していたクランプ(固定金具)が外れたため、傾いた橋桁が被災者と接触し背骨・股関節・足・足首・踵を骨折した。(添付資料①参照)

7. 事故原因

被災者が吊り上げた橋桁の下で塗装補修を行っていたこと、また、橋桁と吊り具を固定していたクランプが外れたことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

○海南警察署は事件性がないと判断した。

○和歌山労働基準監督署は令和8年3月19日に受注者に対し是正勧告書及び指導票を交付。また下請業者に対し指導票を交付。

・是正勧告書【安衛法第20条第1項(クレーン則第66条の2)違反】

移動式クレーンを用いて作業を行っているにもかかわらず、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、以下事項を定めていないこと。

- 1 移動式クレーンによる作業の方法
- 2 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 3 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

9. 本件における改善対策

- ・橋桁架設後に仮設足場を設置し、橋桁下面の塗装補修を行うよう作業手順を変更した。(添付資料②参照)
- ・橋桁に吊ピースを溶接し、安全に吊り上げることができるよう施工方法を見直した。(添付資料②参照)
- ・吊り荷の下に立ち入らない、クレーンの作業方法に定めのない作業が発生した場合は作業方法を見直した上で作業を行うなど工事関係者全員に対し安全教育を実施した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

(土木工事安全施工技術指針第4章機械・装置・設備一般第4節据付型・据置型機械装置
8. 立入禁止場所の指定, 標識類の設置)